

神奈川県マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱の一部改正の概要

住宅計画課

1 改正の趣旨

近年、マンションを始めとする区分所有建物が高経年化し、居住者も高齢化する「2つの老い」が進行しているという社会経済情勢等に鑑み、マンションの新築から再生までのライフサイクル全体を見通して、その管理及び再生の円滑化を図るため「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るため建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和7年5月30日に公布された。

これにより、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（以下「法」という。）及び「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則」（以下「施行規則」という。）が改正され、令和7年11月28日に一部施行される。

改正法による条ずれに合わせ、関連する神奈川県マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 法及び施行規則を引用する箇所の条ずれの修正
- (2) その他所要の改正（様式の教示文の修正等）

3 施行日

令和7年11月28日